

柏原市斎場低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

1 目 的

本業務は、柏原市斎場内に保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）を含有する機器の収集運搬及び処分を行うことが目的である。

本業務においてP C B含有機器を全て適正かつ確実に処理する。

2 業務内容

- （１）P C B含有機器の保管場所からの積込みと、中間処理施設への運搬・積下ろし作業（収集運搬作業）
- （２）P C B含有機器の無害化処理（中間処理）
- （３）廃棄物の最終処分（中間処理施設の責任で実施）
- （４）本市指定書類の作成及び提出
- （５）その他上記作業に付随して必要となる業務

3 業務場所

柏原市大字雁多尾畑 6339 番地
柏原市斎場

4 履行期間

契約締結時の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 収集運搬作業について

収集運搬作業については、原則柏原市役所開庁日の 8:45～16:00 の間とするが、市担当職員と協議を行い、日時を決めるものとする。

6 法令等について

本業務を遂行するにあたっては、下記の関係法令やガイドラインを遵守して実施すること。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号、以下「廃棄物処理法」とする。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 1 3 年法律第 6 5 号）

- ・「低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(令和元年 1 2 月)(環境省 環境再生・資源循環局・廃棄物規制課)
- ・「低濃度 P C B 廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」(令和 2 年 1 0 月改訂)(環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)
- ・「微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編ー」(平成 2 8 年 9 月改訂)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)

7 契約・費用支払いについて

本業務は廃棄物処理法の規定に従い、収集運搬業務と処分業務についてそれぞれ契約を締結する。収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、収集運搬業者及び処分業者間で交わした業務提携書にて取り決めた代表業者に、市は収集運搬業務と処分業務の費用の総額を支払う。業務提携者は代表業者から必要な費用の支払いを受けることとする。

8 対象となる P C B 含有機器等について

別紙資料 1「低濃度 P C B 廃棄物処分対象リスト」のとおり。
分析結果の報告書も参照すること。

9 保管場所について

別紙資料 1「低濃度 P C B 廃棄物処分対象リスト」に記載の保管場所について、柏原市斎場機械室の場所は別紙資料 2「位置図」のとおり。

なお、機械室は、入口に段差があり、廃棄物入りの保管函は室内に平置きしている。保管函はビスで固定のうえ封をしている。

10 収集運搬作業についての注意事項

- (1) 無害化処理施設へ搬入するために必要な容器類(容器本体、緩衝材、漏液防止材、必要数量等)については、受注者にてそれぞれ準備し、P C B 含有機器等の容器への格納作業及び収集運搬車両への積込作業を実施すること。
- (2) 作業時には、建物、職員、来訪者等に損害を与えることのないよう、養生・安全対策を十分に講ずること。
- (3) 作業において足場及び安全策等が必要な場合は適切に対応し、その費用を負担すること。
- (4) 作業については、P C B 汚染物質が周囲に飛散しないよう細心の注意を払い実施すること。
- (5) 業務責任者及び運搬作業従事者は、PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習を修了していること。
- (6) 収集運搬作業にあたり、事前に現場調査を行うなど、事故防止に努めること。

11 収集運搬作業において事故、外部へ液漏れ等が発生した際の責任区分及び措置

作業及び運搬中に事故、外部へ液漏れ等が発生した際には、下記の責任区分により処置に係る費用負担を含め適切な措置を行う。下記にあてはまらない場合は、本市と収集運搬業者が協議のうえ決定するものとする。

(1) 本市の責任となる場合

収集運搬業者が作業に着手するまでの間に事故、外部へ液漏れが発生した場合

(2) 収集運搬業者の責任となる場合

①作業、輸送中及び受注者の施設内において、事故、外部へ液漏れが発生した場合

②収集運搬業者の作業が起因による外部へ液漏れ等が発生した場合

③作業に伴う故意・過失により本市敷地内造営物を破損した場合

12 液漏れ等に対応するために新たに発生したPCB廃棄物の取扱い

液漏れ等に対応するため、新たにPCB廃棄物(汚染されたウエス、汚染されて廃棄物となる容器等)が発生した場合は、本特記仕様書12に示す責任区分に従い、本市又は収集運搬業者それぞれが保管及び処理の一切の責任を負うものとする。

液漏れ等の原因が本市又は受注者いずれの責に帰するものかが特定できない場合は、本市と収集運搬業者が協議のうえ決定するものとする。

13 提出書類

(1) 受注者は、契約締結に際しては、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証や廃棄物処理法第15条の4の4第1項の規定に基づく認定証など、廃棄物処理法等に規定する契約書添付書類を提出すること。

(2) 受注者は、契約締結に際し次のとおり関係書類を提出するものとする。

提出書類	部数	提出先	提出時期	市指定様式
着手届	2	環境対策課	着手の日までに	あり
責任者届	2	環境対策課	契約締結後7日以内	あり
従事者届	2	環境対策課	契約締結後7日以内	あり
工程表	2	環境対策課	契約締結後14日以内	あり
内訳明細書	2	環境対策課	契約締結前14日以内	あり ※別途任意様式の明細が必要
暴力団排除条例に基づく誓約書	1	契約検査課	契約締結時 ※契約金額(税込)が 500万円以上の場合	あり
PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習	1	環境対策課	契約締結後	なし

終了証				
マニフェスト ※必要事項は市で記入し、受注者に引渡します。	1	環境対策課	契約締結後 業務終了後は各票	なし ※マニフェストは受注者で用意
完了通知書	2	環境対策課	業務終了後	あり
引渡書	2	環境対策課	検査合格後	あり
業務完了報告書	1	環境対策課	業務終了後	なし

- (3) その他、本業務に係る関係官公署等への一切の手続きは、受注者にて実施すること。手続きに係る諸費用等の負担についても受注者がその一切を負担するものとする。提出を行った書類の控え(写し)は、本市に提出すること。

14 再委託について

原則、再委託は禁止とする。ただし、廃棄物処理法第 14 条第 16 項の規定に基づき、運搬車の故障や処理施設の休止などでやむなく再委託が必要となる場合に備え、あらかじめ緊急時の再委託先を選定することは妨げない。その場合は、同条に規定する書類をあらかじめ受注者にて用意し、市に提出し業務開始前に承認を受けること。

15 その他

- (1) この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密等を第三者に漏洩してはならない。
- (2) この特記仕様書に定めのない事項については、本市監督職員と協議し決定するものとする。
- (3) 本市監督職員が、協議を申入れた際は、受注者は、誠意をもって対応しなければならない。

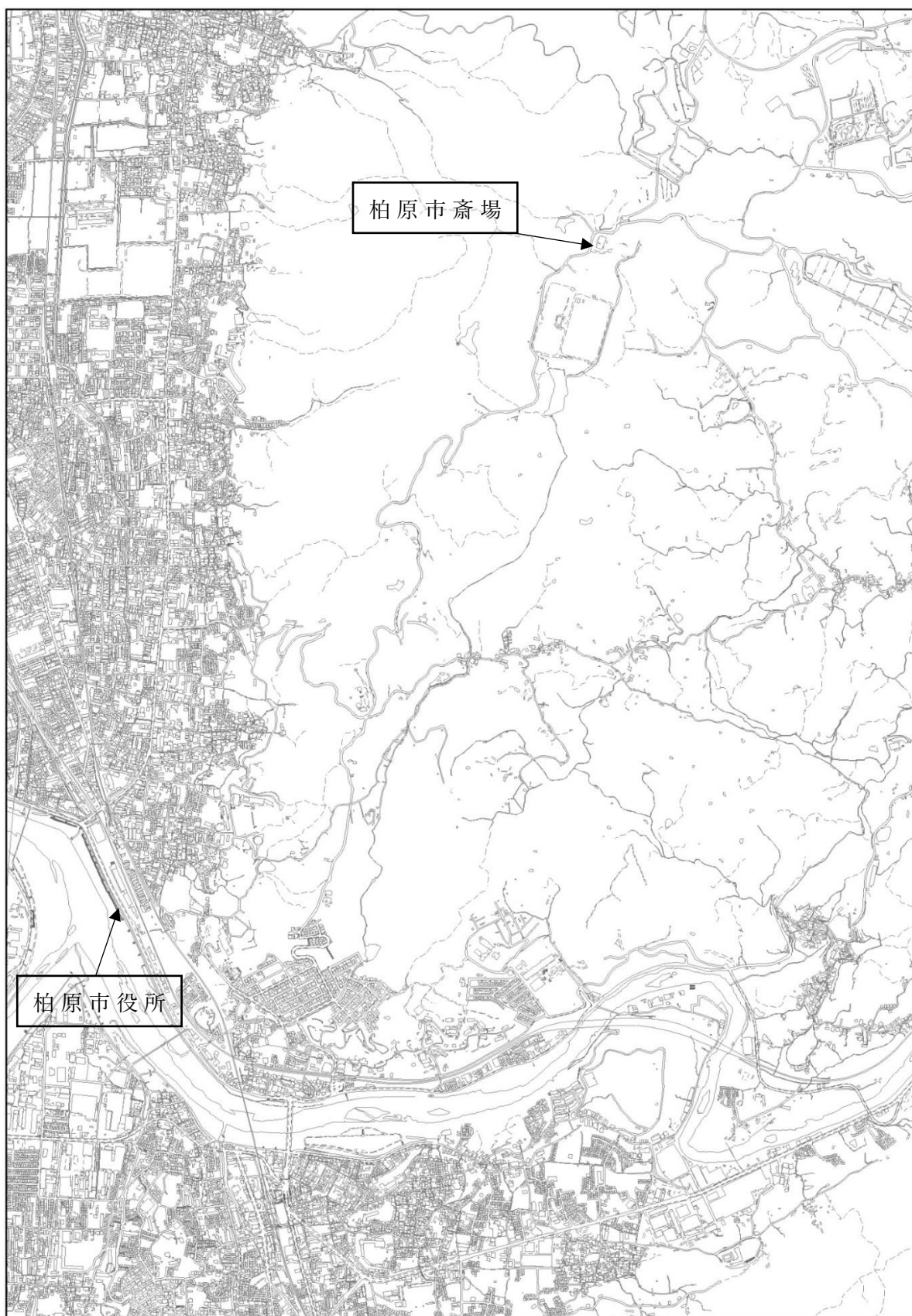
以上

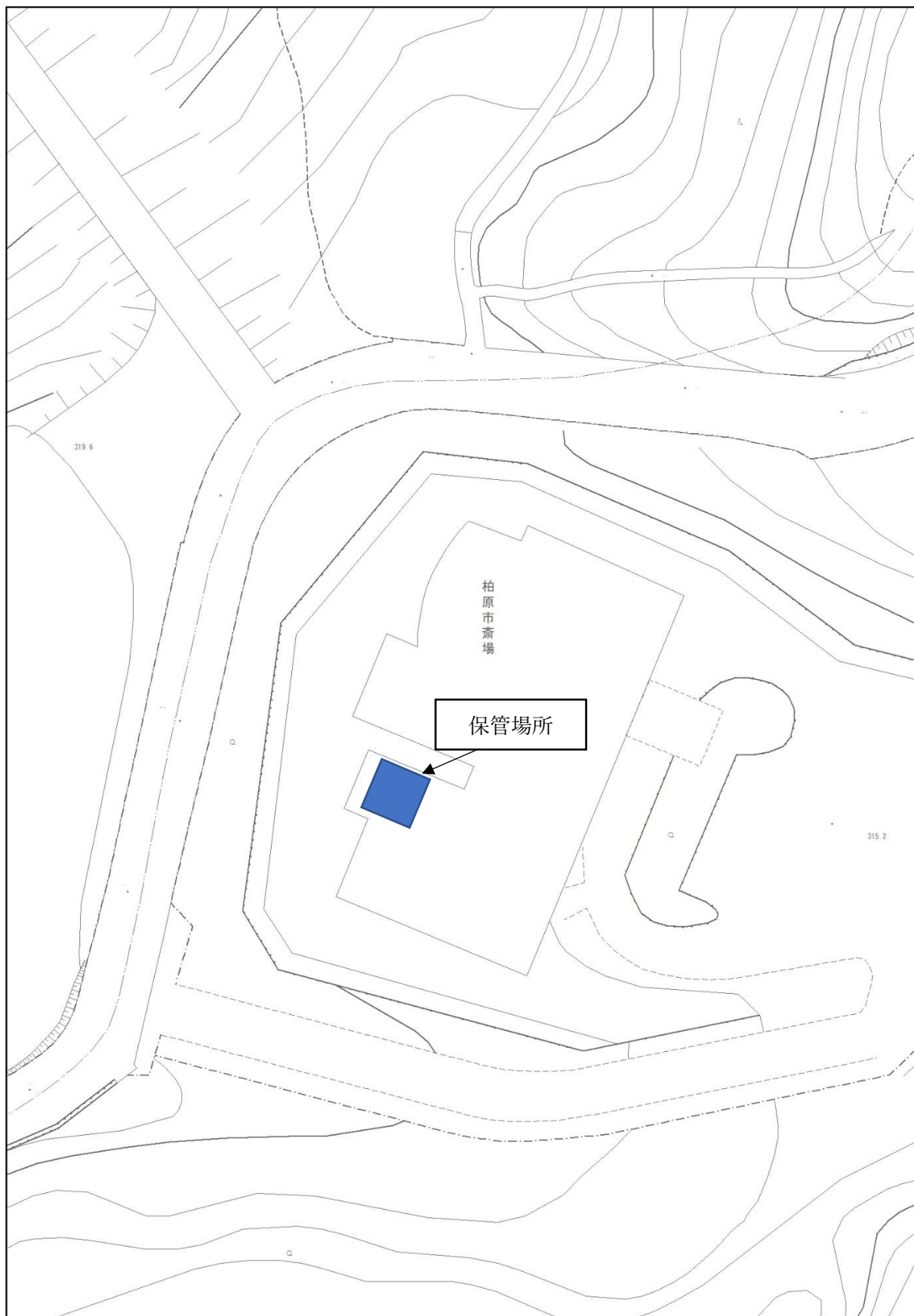
別添資料 1

番号	保管場所	PCB 特措法 届出番号	機器情報							絶縁油			機器 総重量 (kg)	処理 筐体重量 (kg)	処理油 重量 (kg)	個数	困い 表示	性状変化 の恐れ	漏れの 恐れ
			機器分類	内容	容量 k VA	製造者	製造年月 yy/mm	型式	表示記号	抜油 1. 済 2. 未	油量 (L)	油重量 (kg)							
1	柏原市斎場機械室		トランス	トランス	20	三菱電機 株式会社	1987	RA	H230206	2	38	33	180.0	150.0	30.0	1	有り	無し	無し
2	柏原市斎場機械室		トランス	トランス	30	三菱電機 株式会社	1987	SF	H183191	2	30	26	130.0	107.0	23.0	1	有り	無し	無し
3	柏原市斎場機械室		トランス	トランス	75	三菱電機 株式会社	1987	RA	H202066	2	71	62	290.0	234.0	56.0	1	有り	無し	無し

※変圧器はC型溝形鋼を取り付けたステンレスボックスの保管函にあり、全体の大きさ・重量は別図参照

位置図





保管場所並びに搬出口



場内



注意事項

- ①当該収集場所に収集するにあたっては、積載3トン以上貨物・大型車の通行規制がされている箇所があり、事前に柏原警察での通行許可を取得する必要。
- ②保管につながる場内通路のうち、最終のカーブの幅員が狭いので注意が必要。
- ③当該収集場所は斎場であり、人体の火葬があり、収集時間は市環境対策課と協議が必要。